（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第二百九十二条　中間連結包括利益計算書は、中間純利益又は中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第二百九十三条　第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。この場合において、同条第三項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

第三節　中間包括利益

第二百九十四条　中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

２　前項に規定する中間包括利益金額については、第二種中間連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第五章　中間連結株主資本等変動計算書

第一節　総則

（中間連結株主資本等変動計算書の記載方法）

第二百九十五条　中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結株主資本等変動計算書は、様式第二十四号により記載するものとする。

（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）

第二百九十六条　中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

２　中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第二百九十七条　株主資本は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　株主資本に記載される科目の当中間連結会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

３　剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

４　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三節　その他の包括利益累計額

第二百九十八条　その他の包括利益累計額は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　その他の包括利益累計額に記載される科目は、当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。